新規上場申請のための四半期報告書

全保連株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 岩永守幸 殿

【提出日】 2023年9月22日

【四半期会計期間】 第23期第1四半期(自2023年 4月 1日 至2023年 6月30日)

【会社名】 全保連株式会社

【英訳名】 ZENHOREN CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 迫 幸治

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市字天久905番地

【電話番号】 098-866-4901

【事務連絡者氏名】 経営企画部部長 小林 寛之

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号(エステック情報ビル22F)

全保連株式会社東京本社

【電話番号】 050-3124-6500

【事務連絡者氏名】 経営企画部部長 小林 寛之

5一部【企業情報】
第1【企業の概況】 1
1【主要な経営指標等の推移】
2【事業の内容】 1
第 2 【事業の状況】
1 【事業等のリスク】2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】2
3【経営上の重要な契約等】
第3【提出会社の状況】
1 【株式等の状況】 4
2【役員の状況】
第4【経理の状況】 6
1 【四半期財務諸表】
2【その他】
5二部【提出会社の保証会社等の情報】
9半期レビュー報告書

頁

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第23期 第 1 四半期 累計期間
会計期間		自 2023年4月1日 至 2023年6月30日
売上高	(百万円)	6, 053
経常利益	(百万円)	832
四半期純利益	(百万円)	575
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	_
資本金	(百万円)	279
発行済株式総数	(株)	20, 448, 800
純資産額	(百万円)	2, 388
総資産額	(百万円)	21, 090
1株当たり四半期純利益	(円)	31. 30
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	_
1株当たり配当額	(円)	_
自己資本比率	(%)	11. 30

⁽注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当新規上場申請のための四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生または新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の 視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将 来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や、インフレ・エネルギー価格の上昇・金利上昇圧力の高まり・金融資本市場の変動等により依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く家賃債務保証業界におきましては、賃貸物件数の積み上げによる借り手の利便性の高まり、 単身世帯数(特に高齢者)の増加による借家希望層の増加により住居用家賃債務保証市場規模は緩やかに増加 すると考えられるものの、賃借人、不動産会社等及び賃貸人による家賃債務保証事業者の選別が進み、大手事 業者による寡占化が進むものと推測されます。一方、事業用家賃債務保証市場は、アフターコロナを見据えて 店舗・事務所の需要が回復基調にあり、今後も伸長すると考えられます。

このような環境の下、当社は、2022年7月より従来の「店舗・事務所プラン」から保証限度額を拡大し、更に充実した保証内容となる「Z-Business NEO」の販売を開始し、拡販に注力してまいりました。加えて株式会社日本信用情報機構(JICC)の信用情報データを活用した審査基準の改善等を進めて信用コストの削減に努めてまいりました。

また、当社は企業理念「QUALITY FOR THE FUTURE 新たな価値へ、新たな未来へ」を実践するべく、2022年10月に中期経営計画(22期 ~ 24 期)を策定し、2023年2月には計画期間を25期まで期間延長いたしました。

<中期経営計画(22期~25期)>

全社方針:3年後、目指すべき姿「先進性を追求し、変革する未来を乗り越え続けるリーディングカンパニ --

事業戦略:

- 1. 【最重点戦略】高収益体質への変革
- 2. 家賃債務保証ビジネスの更なる拡大
- 3. 新たなビジネスモデルの実践
- 4. DXによる強固な基盤構築
- 5. ステークホルダーに対する満足度の向上

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は6,053百万円、営業利益は847百万円、経常利益は832百万円、四半期純利益は575百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は21,090百万円となり、前事業年度末に比べ664百万円増加いたしました。これは主に、求償債権が597百万円、家賃立替金が226百万円、現金及び預金が1,254百万円それぞれ増加し、一方で貸倒引当金が661百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債総額は、18,701百万円となり、前事業年度末に比べ270百万円減少いたしました。これは主に、リース債務が223百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、2,388百万円となり、前事業年度末に比べ935百万円増加いたしました。これは、四半期純利益などにより利益剰余金が575百万円、新株予約権の行使などにより資本金及び資本剰余金がそれぞれ180百万円増加したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に関する重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	75, 000, 000
計	75, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年9月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	20, 448, 800	20, 448, 800	非上場	単元株式数は100株であります。
計	20, 448, 800	20, 448, 800	_	_

- (2) 【新株予約権等の状況】
 - ① 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。
 - ② 【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年4月1日~ 2023年6月30日 (注)	普通株式 1,000,000	普通株式 20,448,800	180	279	180	180

⁽注)新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)		株式数(株) 議決権の数(個)	
無議決権株式	決権株式 —		_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_		_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	1, 105, 800	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式	19, 342, 800	193, 428	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら制限のない当 社における標準となる株式 であります。なお、単元株 式数は100株であります。 (注)1
単元未満株式	普通株式	200	_	_
発行済株式総数		20, 448, 800	_	_
総株主の議決権	_	_	193, 428	_

- (注) 1. 2023年6月29日開催の定時株主総会決議で定款変更が決議され、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
 - 2. 「単元未満株式」の株式数には、当社所有の自己株式84株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 全保連株式会社	沖縄県那覇市 字天久905番地	1, 105, 800	_	1, 105, 800	5. 41
∄ †	_	1, 105, 800	_	1, 105, 800	5. 41

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1. 四半期財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第210条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間 (2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期累計期間 (2023年4月1日から2023年6月30日まで)の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
- 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できるよう体制を整備するため、財務・会計の専門書の購読、外部研修の受講等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【四半期財務諸表】

資産合計

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位:百万円) 当第1四半期会計期間 (2023年6月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 5, 120 未収入金 2,535 求償債権 5,807 家賃立替金 1,477 貯蔵品 30 その他 2,574 貸倒引当金 △3, 399 流動資産合計 14, 148 固定資産 有形固定資産 613 無形固定資産 2, 292 投資その他の資産 繰延税金資産 3, 586 その他 449 投資その他の資産合計 4,035 固定資産合計 6,942

21,090

当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)

	(2020 07100 H7
負債の部	
流動負債	
短期借入金	2, 998
1年内返済予定の長期借入金	233
保証履行損失引当金	1, 154
賞与引当金	91
前受金	10, 862
リース債務	802
その他	1, 352
流動負債合計 二	17, 495
固定負債	
長期借入金	233
リース債務	885
資産除去債務	86
固定負債合計	1, 205
負債合計	18, 701
純資産の部 -	
株主資本	
資本金	279
資本剰余金	2, 629
利益剰余金	111
自己株式	△635
株主資本合計	2, 384
新株予約権	4
純資産合計	2, 388
負債純資産合計	21,090

(2) 【四半期損益計算書】

第1四半期累計期間

(単位:百万円)

	(単位:百万円)
	当第1四半期累計期間
	(自 2023年4月1日
	至 2023年6月30日)
売上高 売上高	6, 053
売上原価	1, 633
売上総利益	4, 420
販売費及び一般管理費	3, 572
営業利益	847
営業外収益	
受取利息	0
償却債権取立益	1
その他	0
営業外収益合計	2
営業外費用	
支払利息	16
その他	0
営業外費用合計	17
経常利益	832
税引前四半期純利益	832
法人税等	257
四半期純利益	575

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の 実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

家賃債務保証に係る潜在的な保証債務残高は次のとおりであります。

当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)

家賃債務保証に係る潜在的な保証債務残高 (注) 1

124,572百万円

(注)1. 賃借人の支払家賃等に対して債務保証を行っており、月額を記載しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 6月30日)

減価償却費 269百万円

(株主資本等関係)

- 1. 配当金支払額 該当事項はありません。
- 2. 基準日が当第 1 四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 1 四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社が2021年3月30日に発行した第3回新株予約権の一部について、2023年6月27日に権利行使されております。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

- 1. 行使された新株予約権の数 1,000,000個
- 発行した株式の種類及び数 普通株式 1,000,000株
- 3. 増加した資本金の額 180百万円
- 4. 増加した資本準備金の額 180百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の家賃債務保証にかかる保証料収入は「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)等に従って売上を計上しているため「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しておりません。

その他、手数料収入については、保証事務及び収納代行にかかる手数料であり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

売上高の内訳としての保証料収入と手数料収入は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

大区分	小区分	当第1四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)	売上計上に際して 適用される会計基準
	初回保証料	3, 125	
保証料収入	継続委託保証料	1,870	「金融商品に関する会計基 準」(企業会計基準第10号
术証符収入	月額保証料	67	2019年7月4日) 等
	小計	5, 063	
	保証事務手数料	556	
手数料収入	収納代行手数料	429	「収益認識に関する会計基 準」(企業会計基準第29号
于数件权人	その他	4	2020年3月31日)等
	小計	989	
	合計	6, 053	_

(単位:百万円)

	保証事務手数 料	収納代行手 数料	その他	合計
一時点で移転されるサ ービス	556	429	4	989
一定の期間にわたり移 転されるサービス	_	_	_	_
顧客との契約から生じ る収益	556	429	4	989
その他の収益	_	-	_	_
外部顧客への売上高	556	429	4	989

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)
1株当たり四半期純利益	31円30銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(百万円)	575
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	575
普通株式の期中平均株式数(株)	18, 376, 249
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度 末から重要な変動があったものの概要	_

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年9月15日

全 保 連 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 那 覇 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

宮嵜健

指定有限責任社員

業務執行社員

/>> | 公認 /> | 十

演村正治

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 204 条第 6 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている全保連株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の第 1 四半期会計期間 (2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで)及び第 1 四半期累計期間 (2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、全保連株式会社の 2023 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表にお いて、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正 に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前 提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表 の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適 切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められ ている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上